社会福祉法人昭和村社会福祉協議会　昭和村シルバー人材センター会費基準

（目　的）

第１条　この基準は、昭和村シルバー人材センター（以下「センター」という。）設置運営規程第１０条に定める会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会費の額）

第２条　会員が一事業年度に納入すべき会費の額は、別表に定める額とする。

２　会長は、経済的事情または病気等の理由により、前項により難い会員の会費納入を免除することができる。

（納入期日）

第３条　会費は、毎年１回３月末日までに納入するものとする。

（その他）

第４条　この基準に定めるもののほか、会費に関する必要な事項は、会長が決定する。

附　則　この基準は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則　この基準は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則　この基準は、令和８年１１月１日から施行する。